

○江戸川区自転車駐車場条例施行規則

平成十一年十二月二十日規則第七十四号

改正

平成一六年一二月規則第七三号

平成一七年一〇月規則第九三号

平成一八年 三月規則第四二号

平成一九年 三月規則第四七号

平成一九年一一月規則第六四号

平成二〇年 四月規則第二八号

平成二〇年 五月規則第四八号

平成二〇年 七月規則第五六号

平成二一年一〇月 一日規則第五八号

平成二一年一一月三〇日規則第六四号

平成二三年 三月 一日規則第四号

平成二四年 七月一〇日規則第六一号

平成二四年一一月 一日規則第七三号

平成二四年一二月二〇日規則第八〇号

平成二五年 六月二八日規則第四九号

平成二六年 三月二〇日規則第二五号

平成二六年 九月三〇日規則第七六号

平成二八年 六月一〇日規則第七四号

平成二八年一〇月三一日規則第九一号

平成二八年一二月二〇日規則第九八号

平成二九年 三月三一日規則第三一号

平成二九年一二月二〇日規則第五九号

平成三一年 三月二九日規則第三六号

令和 元年 六月二八日規則第九号

令和 元年 九月 五日規則第二四号

令和 元年一二月二〇日規則第四二号

令和 三年一一月 五日規則第九〇号

江戸川区自転車駐車場条例施行規則

目次

- 第一章 総則（第一条・第一条の二）
- 第二章 自転車駐車場（第二条—第十条の五）
- 第三章 付帯設備（第十一条—第二十七条）
- 第四章 雜則（第二十八条—第三十条）

付則

第一章 総則

追加〔平成二四年規則八〇号〕

(趣旨)

第一条 この規則は、江戸川区自転車駐車場条例（平成十一年十二月江戸川区条例第四十九号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第一条の二 この規則において使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

追加〔平成二四年規則八〇号〕

第二章 自転車駐車場

追加〔平成二四年規則八〇号〕

(使用時間)

第二条 条例第二条第五号及び第六号の規定で定める使用時間は、別表第一のとおりとする。ただし、条例第十一条の規定により江戸川区長（以下「区長」という。）が指定する者（以下「指定管理者」という。）が管理する江戸川区自転車駐車場（以下「駐車場」という。）にあっては、指定管理者が区長の承認を得て、その使用時間を変更することができる。

2 前項の使用時間（指定管理者が管理する駐車場に係るものを除く。）は、区長が特に必要と認めるときは、変更することができる。

一部改正〔平成一六年規則七三号・二四年八〇号・二八年七四号・二九年五九号〕

(当日使用の手続)

第三条 条例第三条第一項の規定により当日使用しようとする者は、駐車場の使用の際に使用料を支払わなければならない。

2 区長は、前項の使用料を納付した者に対し、当日使用券を交付する。

3 前二項の規定にかかわらず、指定管理者が管理する駐車場の当日使用の手続については、指定

管理者が区長の承認を得て定めるものとする。

一部改正〔平成二四年規則六一号・二八年七四号・二九年五九号・令和元年四二号・三年九〇号〕

(定期使用の手続)

第四条 条例第三条第二項の規定により定期使用しようとする者は、自転車駐車場定期使用申請書を区長に提出しなければならない。

- 2 区長は、定期使用の承認をしたときは、定期駐車券及び駐車票を交付する。
- 3 引き続き定期使用の承認を受けようとする者は、定期使用しようとする月の前月の二十日から末日までに使用申請をしなければならない。
- 4 交付された駐車票は、駐車する自転車等に貼り付けなければならない。
- 5 前各項の規定にかかわらず、指定管理者が管理する駐車場の定期使用の手続については、指定管理者が区長の承認を得て定めるものとする。

一部改正〔平成二四年規則六一号・二九年五九号〕

(使用期間の起算日)

第五条 定期使用の使用期間は、使用を開始する日の属する月の一日から起算する。

(使用料の減免)

第六条 条例第四条第三項の規定により使用料等を減額し、又は免除することができる特別の理由とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいい、減額又は免除する額は、当該各号に定めるところによる。

- 一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）による支援給付を受けている者である場合 免除
- 二 前号に定めるもののほか、区長が特に必要と認める場合 区長が別に定める額
- 2 前項の規定により使用料等の減額又は免除を受けようとする者は、使用料等減額・免除申請書を区長に提出しなければならない。
- 3 第一項の規定は、利用料金等の減額又は免除について準用する。この場合において、同項中「条例第四条第三項」とあるのは「条例第四条の二第四項」と、「使用料等」とあるのは「利用料金等」と、「特別の理由」とあるのは「基準」と読み替えるものとする。
- 4 前項の規定により利用料金等の減額又は免除を受けようとする者は、指定管理者が区長の承認を得て定める方法により申請しなければならない。

一部改正〔平成二〇年規則五六号・二四年六一号・二六年七六号・二九年五九号・三一年三六号・令和三年九〇号〕

(使用料等の還付)

第七条 条例第四条第五項ただし書に規定する使用料等を還付することができる特別の理由とは、

次の各号のいずれかに該当する場合をいい、還付する額は、当該各号に定めるところによる。

- 一 定期使用の使用期間の開始前に駐車場の使用を取りやめる旨の申出があった場合 全額
 - 二 定期使用の使用期間の途中で駐車場の使用を中止した場合 使用を中止した日の属する月の翌月以後の月分の額（一箇月分の額は、使用料を使用期間で除した額とする。次号において同じ。）
 - 三 条例第五条第四号の規定に基づき、使用承認を取り消した場合 使用承認を取り消した日の属する月の翌月以後の月分の額
- 2 前項の場合において、一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。
 - 3 第一項の規定により使用料等の還付を受けようとする者は、使用料等還付請求書を区長に提出しなければならない。
 - 4 第一項及び第二項の規定は、利用料金等の還付について準用する。この場合において、第一項中「条例第四条第五項ただし書」とあるのは「条例第四条の二第六項ただし書」と、「使用料等」とあるのは「利用料金等」と読み替えるものとする。
 - 5 前項の規定により利用料金等の還付を受けようとする者は、指定管理者が区長の承認を得て定める方法により申請しなければならない。

一部改正〔平成二四年規則六一号・八〇号・二九年五九号・三一年三六号・令和元年四二号・三年九〇号〕

(使用制限の通知)

第八条 区長は、条例第五条の規定により使用を停止し、又は使用承認を取り消したときは、自転車駐車場使用制限通知書を交付する。この場合において、指定管理者が管理する駐車場にあっては、指定管理者が区長の承認を得て定める方法によるものとする。

一部改正〔平成二四年規則六一号・二九年五九号〕

(定期駐車券等の再交付)

第九条 駐車場の定期使用の使用承認を受けた者が、定期駐車券又は駐車票を紛失又は毀損したときは、定期駐車券等再交付申請書により、区長に申請し、再交付を受けなければならない。この場合において、指定管理者が管理する駐車場にあっては、指定管理者が区長の承認を得て定める

方法によるものとする。

一部改正〔平成二四年規則六一号・二九年五九号〕

(駐車場の不正使用に当たる自転車等)

第十条 条例第七条第一項の規則で定める自転車等は、次に掲げるものとする。

- 一 使用承認を受けないで駐車してある自転車等
- 二 使用承認を受けた期間を過ぎて駐車してある自転車等
- 三 使用承認を取り消された後も駐車してある自転車等

一部改正〔平成一六年規則七三号・二八年七四号・二九年五九号〕

(撤去の方法等)

第十条の二 区長は、条例第七条の規定により自転車等を撤去するに当たり、自転車等がフェンス、その他工作物等にチェーン等により結び付けられている場合において、当該チェーン等を切断しなければ当該自転車等を撤去することができないときは、当該チェーン等を切断の上、撤去することができる。

2 江戸川区（以下「区」という。）は、前項の規定により切断したチェーン等の補償の責を負わないものとする。

追加〔令和三年規則九〇号〕

(保管した自転車等の措置)

第十条の三 区長は、条例第七条第二項本文の規定により保管した自転車等について、当該自転車等の形状等を自転車等保管台帳に記載し、処理するものとする。

2 条例第七条第三項の規則で定める告示事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 自転車等の車種、車体番号、防犯登録番号、車台番号、標識番号及び車両番号
- 二 撤去した日及び自転車等の撤去場所
- 三 保管場所
- 四 返還期日及び時間
- 五 前各号に定めるもののほか、区長が必要と認める事項

3 条例第七条第二項ただし書又は第四項の規定による所有者の確認は、撤去した自転車等が自転車にあっては防犯登録番号、原動機付自転車にあっては標識番号、自動二輪車にあっては車両番号を調査することにより行うものとする。

4 前項の調査は、防犯登録番号については所轄警察署に、標識番号については標識番号に記載された地方公共団体、車両番号については地方運輸局に対し、調査書により行うものとする。

- 5 条例第七条第四項の規定による通知は放置自転車等返還通知書により行うものとする。
- 6 条例第七条第五項の相当の期間は、十五日とする。

追加〔令和三年規則九〇号〕

(自転車等の引取り)

第十条の四 条例第七条第一項の規定により撤去された自転車等を引き取ろうとする者は、住所及び氏名を証する書類その他区長が必要と認めるものを提示し、放置自転車等返還請求書を区長に提出しなければならない。

追加〔令和三年規則九〇号〕

(費用の免除)

第十条の五 条例第七条の二ただし書に規定する特別の理由とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- 一 撤去された自転車等が、盗難されたものであって、駐車場の使用を開始する日より前に当該自転車等に係る盗難の被害届が警察署に受理されているとき。
- 二 前号に定めるもののほか、区長が正当な理由があると認めるとき。

追加〔令和三年規則九〇号〕

第三章 付帯設備

追加〔平成二四年規則八〇号〕

(付帯設備の定義及び貸出場所)

第十一条 条例第四条第四項及び条例第四条の二第五項に規定する付帯設備は、レンタサイクル(江戸川区(以下「区」という。)、区が駐輪場管理運営業務について委託した者又は指定管理者が所有する自転車をいう。以下同じ。)であって、別表第二に掲げる駐車場(タンデム自転車(東京都道路交通規則(昭和四十六年十一月東京都公安委員会規則第九号)第十条第一号ア(ウ)に規定するタンデム車をいう。)にあっては、江戸川区葛西臨海公園駅東駐輪場に限る。)において貸出しを行うものをいう。

全部改正〔平成二八年規則七四号〕、一部改正〔令和元年規則四二号・三年九〇号〕

(レンタサイクルの利用対象者)

第十二条 前条のレンタサイクルを利用できる者は、次に掲げる要件全てに該当するものでなければならない。

- 一 中学生以上であること。
- 二 レンタサイクルの利用について安全上支障がないと認められる者(サドルの高さを調整する

ことにより両足が地面に着き、レンタサイクルを安全に運転することができると認められるものをいう。)

追加〔平成二四年規則八〇号〕、一部改正〔平成二五年規則四九号〕
(レンタサイクルの貸出期間、使用料等)

第十三条 レンタサイクルの貸出期間の単位(以下「単位」という。)、使用料等については、別表第三のとおりとする。ただし、承認された利用期間を超えてレンタサイクルを利用した者は、別表第三に規定する当日利用の使用料に超過日数を乗じて得た金額を超過料金として納付しなければならない。

2 レンタサイクルの定期利用者にあっては、駐車場及びレンタサイクルの有効活用を図るため、定期利用の承認を受けている期間中であっても、原則として毎日所定の駐車場への返却を要するものとする。ただし、区長(指定管理者が管理する駐車場にあっては、指定管理者。第十四条から第十六条まで、第十九条、第二十条、第二十三条及び第二十五条において同じ。)が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

追加〔平成二四年規則八〇号〕、一部改正〔令和元年規則四二号〕
(レンタサイクルの利用料金)

第十三条の二 レンタサイクルの利用料金については、別表第三に規定する使用料の額の範囲内において、指定管理者が区長の承認を得て定めるものとする。ただし、承認された利用期間を超えてレンタサイクルを利用した者は、利用料金に超過日数を乗じて得た金額を超過料金として納付しなければならない。

追加〔令和元年規則四二号〕
(レンタサイクルの利用申請)

第十四条 レンタサイクルを利用しようとする者は、レンタサイクル利用登録申請書(以下「利用申請書」という。)を区長へ提出し、利用申請を行うものとする。ただし、次条のレンタサイクル利用登録証(有効期間内のものに限る。)を所持している者については、当該登録証の提示をもって、利用申請を行うこととする。

2 前項の利用申請書の提出に当たっては、申請者本人の氏名及び現住所を証する書類その他身分を証する書類(以下「証明書」という。)を提示し、本人であることの確認を受けなければならない。

追加〔平成二四年規則八〇号〕、一部改正〔平成二六年規則二五号・二九年五九号〕
(レンタサイクルの利用の承認及び登録証の交付)

第十五条 前条の手続が終了した者については、区長はレンタサイクルの利用を承認し、その利用に必要な事項を登録したレンタサイクル利用登録証（以下「登録証」という。）を交付する。ただし、前条第一項ただし書の規定により利用申請をした者については、登録証の交付は行わない。

2 前項の承認に際し、区長はレンタサイクルの利用に関し、必要な条件を付すことができる。

追加〔平成二四年規則八〇号〕

(レンタサイクルの利用の不承認)

第十六条 区長は、次のいずれかに該当する場合は、レンタサイクルの利用を承認しない。

一 貸出し可能なレンタサイクルがない場合

二 前号に掲げるもののほか、災害その他の事由により利用させることが適当でないと区長が認める場合

追加〔平成二四年規則八〇号〕、一部改正〔平成三一年規則三六号〕

(登録証の有効期間及び更新手続)

第十七条 第十五条の規定により交付された登録証の有効期間は、承認された日から起算して一年間とする。

2 有効期間後も引き続きレンタサイクルの利用を希望する者は、再度第十四条に定める手續を行わなければならない。

追加〔平成二四年規則八〇号〕

(定期利用者の利用期間の更新手続)

第十八条 定期利用の利用登録をし、現に利用期間中の者が定期利用の利用期間の更新を行おうとする場合にあっては、当該利用期間が満了する日の十日前から失効日までの間に利用期間の更新の申請をしなければならない。

追加〔平成二四年規則八〇号〕

(利用登録の変更)

第十九条 第十四条の規定により申請した事項に変更が生じた場合には、レンタサイクル利用登録変更申請書に登録証及び変更後の事項を証する証明書を添えて区長に届け出なければならない。

追加〔平成二四年規則八〇号〕

(登録証の紛失等に係る届出等)

第二十条 利用者は、登録証を紛失し、又は毀損した場合は、レンタサイクル登録証再交付申請書を区長に提出し、新たに登録証の発行を受けなければならない。

追加〔平成二四年規則八〇号〕

(使用料の還付)

第二十一条 レンタサイクルの利用に係る既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができることとし、還付する額は、当該各号に定めるところによる。

一 定期利用の利用期間の開始前にレンタサイクルの利用を取りやめる旨の申出があった場合
全額

二 定期利用の利用期間内にレンタサイクルの利用を中止した場合 利用を中止した月の翌月以後の月分の額（一箇月分の額は、使用料を使用期間で除した額とする。次号においても同じ。）

三 第二十五条第三号の規定に基づき、利用承認を取り消した場合 利用承認を取り消した翌月以後の月分の額

2 前項の場合において、一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

3 第一項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、レンタサイクル使用料還付申請書兼請求書を区長に提出しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定は、利用料金の還付について準用する。この場合において、第一項中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

5 前項の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、指定管理者が区長の承認を得て定める方法により申請しなければならない。

追加〔平成二四年規則八〇号〕、一部改正〔平成二九年規則五九号・三一年三六号・令和元年四二号〕

(レンタサイクルに係る撤去手数料の特例)

第二十二条 区長（指定管理者が管理する駐車場にあっては、指定管理者）は、利用者がレンタサイクルの利用期間中に、江戸川区自転車等の駐車秩序に関する条例（昭和六十二年三月江戸川区条例第十号）第十二条から第十四条までの規定又は他の自治体の規定により当該レンタサイクルを撤去又は移送されたときは、当該条例の規定にかかわらず、これに要した費用を当該レンタサイクルの利用者から徴収するものとする。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、これを免除することができるものとする。

追加〔平成二四年規則八〇号〕、一部改正〔令和元年規則四二号〕

(督促及び貸出しの禁止)

第二十三条 区長は、次に掲げる期間が経過した場合において、利用者が特別の理由がないにもかかわらずレンタサイクルの返却を怠り、又は督促してもレンタサイクルの返却に応じないときは、

当該利用者の利用登録の期間にかかわらず、当該レンタサイクルの返却がなされるまでの期間について、新たなレンタサイクルの貸出しを禁ずることができる。

- 一 当日利用 利用開始から三日を経過した場合
- 二 定期利用 利用開始から五日を経過した場合

追加〔平成二四年規則八〇号〕、一部改正〔平成二五年規則四九号・二八年七四号・三一年三六号〕

(禁止行為)

第二十四条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 レンタサイクルを故意に毀損し、又は滅失すること。
- 二 レンタサイクル及び登録証を転貸すること。
- 三 レンタサイクルを公共の場所に放置すること。
- 四 レンタサイクルの利用に当たって遵守すべき法令等に違反すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、レンタサイクル事業の管理上支障があると認められる行為をすること。

追加〔平成二四年規則八〇号〕

(利用承認の取消し等)

第二十五条 区長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用承認を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限することができる。

- 一 前条各号に規定する行為を行った場合
- 二 偽りその他不正の手段により利用承認を受けた場合
- 三 前二号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認める場合

追加〔平成二四年規則八〇号〕、一部改正〔平成三一年規則三六号〕

(レンタサイクルの返却義務)

第二十六条 利用者は、レンタサイクルの利用を終了し、又は中止したときは、直ちにレンタサイクルを返却しなければならない。前条の規定により承認の取消し又は利用の停止を受けたときも、同様とする。

追加〔平成二四年規則八〇号〕、一部改正〔平成二五年規則四九号〕

(損害賠償の義務)

第二十七条 利用者が自己の責めに帰すべき事由によりレンタサイクルを毀損し、又は滅失させた場合は、区長の指示に従い、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。た

だし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

追加〔平成二四年規則八〇号〕

第四章 雜則

追加〔平成二四年規則八〇号〕

(指定申請書の提出等)

第二十八条 指定管理者の指定を受けようとする者は、指定申請書を区長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第十三条第二項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 駐車場の管理運営に係る職員配置提案書及び経費見積書

二 法人の定款

三 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の法人の収支計算書及び前事業年度の決算報告書

四 法人の事業経歴及び概要

五 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

追加〔平成二九年規則五九号〕

(様式)

第二十九条 この規則の施行について必要な様式は、別に定める。

追加〔平成二四年規則六一号〕、一部改正〔平成二四年規則八〇号・二九年五九号〕

(委任)

第三十条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

一部改正〔平成二四年規則六一号・八〇号・二九年五九号〕

付 則

この規則は、別に規則で定める日から施行する。(平成十二年三月規則第四号で、同十二年四月一日から、ただし、条例及び規則中定期使用の申請、承認及び使用料に関する規定は、同十二年三月二十日から施行)

付 則(中間省略)

付 則(平成一九年一一月一日規則第六四号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成二〇年四月一日規則第二八号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成二〇年五月三〇日規則第四八号)

この規則は、平成二〇年六月一日から施行する。

付 則 (平成二〇年七月一日規則第五六号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の江戸川区自転車駐車場条例施行規則第六条の規定は、平成二十年四月一日以後の使用料から適用し、同日前の使用料に係る減免の取扱いについては、なお従前の例による。

付 則 (平成二一年一〇月一日規則第五八号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成二一年一一月三〇日規則第六四号)

この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。

付 則 (平成二三年三月一日規則第四号)

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

付 則 (平成二四年七月一〇日規則第六一号)

改正

平成二四年一一月 一日規則第七三号

(施行期日)

1 この規則は、平成二十四年八月一日から施行する。ただし、別表の改正規定は、江戸川区自転車駐車場条例の一部を改正する条例（平成二十四年十一月江戸川区条例第四十五号）別表第一の改正規定（江戸川区京成小岩駅東駐輪場の項、江戸川区京成小岩駅南駐輪場の項、江戸川区京成小岩駅北駐輪場の項及び江戸川区京成小岩駅北二号駐輪場の項に係る部分に限る。）の施行の日から施行する。

一部改正 [平成二四年規則七三号]

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江戸川区自転車駐車場条例施行規則の様式によ

る用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則 (平成二四年一一月一日規則第七三号)

この規則は、平成二十四年十一月五日から施行する。

付 則 (平成二四年一二月二〇日規則第八〇号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日以後の定期使用に係る申請その他使用のための必要な準備は、施行日前においても行うことができる。

付 則 (平成二五年六月二八日規則第四九号)

この規則は、江戸川区自転車駐車場条例の一部を改正する条例（平成二十五年六月江戸川区条例第三十二号）の施行の日から施行する。

付 則 (平成二六年三月二〇日規則第二五号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の江戸川区自転車駐車場条例施行規則別表第三の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

付 則 (平成二六年九月三〇日規則第七六号)

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

付 則 (平成二八年六月一〇日規則第七四号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成二八年一〇月三一日規則第九一号)

この規則は、江戸川区自転車駐車場条例の一部を改正する条例（平成二十八年十月江戸川区条例第四十六号）の施行の日から施行する。

付 則 (平成二八年一二月二〇日規則第九八号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十九年二月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 別表第一江戸川区瑞江駅南口駐輪場の項の次に一項を加える改正規定 平成二十九年四月一

日

二 別表第一江戸川区瑞江駅東二号駐輪場の項を削る改正規定 江戸川区自転車駐車場条例の一部を改正する条例（平成二十八年十二月江戸川区条例第五十四号）付則第一項第二号に掲げる規定の施行の日

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の江戸川区自転車駐車場条例施行規則別表第一に規定する江戸川区瑞江駅東三号駐輪場を利用している者の当該利用については、なお従前の例による。

3 付則第一項第二号の規定の施行の際現に改正前の江戸川区自転車駐車場条例施行規則別表第一に規定する江戸川区瑞江駅東二号駐輪場を利用している者の当該利用については、なお従前の例による。

付 則（平成二九年三月三一日規則第三一号）

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

付 則（平成二九年一二月二〇日規則第五九号）

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二十九条を第三十条とし、第二十八条を第二十九条とし、第四章中同条の前に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

付 則（平成三十一年三月二九日規則第三六号）

（施行期日）

1 この規則は、平成三十一年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の別表第三の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

付 則（令和元年六月二八日規則第九号）

この規則は、令和元年七月十六日から施行する。

付 則（令和元年九月五日規則第二四号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和元年一二月二〇日規則第四二号）

（施行期日）

1 この規則は、令和三年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 江戸川区自転車駐車場の付帯設備の利用の手続その他利用のために必要な準備は、施行日前においても行うことができる。

付 則（令和三年一一月五日規則第九〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第一（第二条関係）

名称	使用時間
江戸川区一之江駅西口駐輪場	
江戸川区一之江駅北口駐輪場	
江戸川区一之江駅東口駐輪場	
江戸川区東大島駅駐輪場	
江戸川区船堀駅中央駐輪場	
江戸川区船堀駅東一号駐輪場	
江戸川区船堀駅東二号駐輪場	
江戸川区船堀駅西一号駐輪場	
江戸川区船堀駅西二号駐輪場	
江戸川区葛西駅東口駐輪場	
江戸川区葛西駅東二号駐輪場	
江戸川区葛西駅西口駐輪場	午前四時三十分から午前一時まで
江戸川区西葛西駅南口駐輪場	
江戸川区西葛西駅北口駐輪場	
江戸川区西葛西駅東駐輪場	
江戸川区西葛西駅東二号駐輪場	
江戸川区西葛西駅西駐輪場	
江戸川区葛西臨海公園駅東駐輪場	
江戸川区葛西臨海公園駅西駐輪場	
江戸川区京成小岩駅東駐輪場	
江戸川区京成小岩駅南駐輪場	
江戸川区京成小岩駅南二号駐輪場	
江戸川区京成小岩駅北駐輪場	

江戸川区京成小岩駅北二号駐輪場	
江戸川区瑞江駅南口駐輪場	
江戸川区瑞江駅南二号駐輪場	
江戸川区瑞江駅北駐輪場	
江戸川区瑞江駅東一号駐輪場	
江戸川区瑞江駅東四号駐輪場	
江戸川区瑞江駅東五号駐輪場	
江戸川区篠崎駅東駐輪場	
江戸川区篠崎駅西口駐輪場	
江戸川区平井駅南口駐輪場	
江戸川区平井駅北口駐輪場	
江戸川区平井駅西駐輪場	
江戸川区平井駅東駐輪場	午前四時三十分から午前一時三十分まで
江戸川区小岩駅東駐輪場	
江戸川区小岩駅西一号駐輪場	
江戸川区小岩駅西二号駐輪場	
江戸川区小岩駅西三号駐輪場	

備考 上欄の駐車場の使用に係る一日とは、それぞれ下欄に規定する使用時間をいう。

全部改正〔平成一七年規則九三号〕、一部改正〔平成一八年規則四二号・一九年四七号・六四号・二〇年二八号・四八号・二一年五八号・六四号・二三年四号・二四年六一号・八〇号・二五年四九号・二八年九一号・九八号・二九年五九号〕

別表第二（第十一條関係）

名称	位置
江戸川区一之江駅西口駐輪場	江戸川区一之江七丁目三六番先
江戸川区東大島駅駐輪場	江戸川区小松川一丁目五番二号先
江戸川区平井駅北口駐輪場	江戸川区平井五丁目一八番八号先
江戸川区船堀駅中央駐輪場	江戸川区船堀四丁目一番二一号
江戸川区葛西駅西口駐輪場	江戸川区中葛西五丁目四三番一五号先
江戸川区西葛西駅南口駐輪場	江戸川区西葛西六丁目一五番一号先

江戸川区葛西臨海公園駅東駐輪場	江戸川区臨海町六丁目三番六号
江戸川区小岩駅西一号駐輪場	江戸川区南小岩六丁目一七番六号
江戸川区京成小岩駅北二号駐輪場	江戸川区北小岩六丁目三二番三号
江戸川区瑞江駅南口駐輪場	江戸川区瑞江二丁目二番一号先
江戸川区篠崎駅西口駐輪場	江戸川区篠崎町七丁目二〇番一九号

追加〔平成二四年規則八〇号〕

別表第三（第十三条関係）

利用の区分	種別	単位	使用料
当日利用	自転車(道路交通法施行規則(昭和三十五年總理府令第六十号)第一条の三の基準に該当する自転車(以下「電動アシスト自転車」という。)及びタンデム自転車を除く。)	一日につき	二一〇円
	電動アシスト自転車	一日につき	三四〇円
	タンデム自転車	二時間につき	二一〇円
定期利用	自転車(電動アシスト自転車及びタンデム自転車を除く。)	一箇月につき	二、一〇〇円
		三箇月につき	六、二八〇円
	電動アシスト自転車	一箇月につき	四、三八〇円
		三箇月につき	一三、一四〇円

備考

- 1 レンタサイクルの当日利用における単位の一日とは、承認されたときから起算して二十四時間という。
- 2 レンタサイクルの定期利用における単位の月とは、承認された期間の初日から末日の翌日における当該駐車場の閉場時間までをいう。

全部改正〔平成三一年規則三六号〕、一部改正〔令和元年規則二四号〕